

熊監発第000317号

平成31年3月28日

請求人 A 様

請求人代理人 B 様

熊本市監査委員 鈴木 弘

熊本市監査委員 齊藤 聰

熊本市監査委員 宮本 邦彦

熊本市監査委員 高島 剛一

熊本市職員措置請求について（通知）

平成31年2月18日に受け付けた住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 監査の結果

本件請求は棄却する。

第2 請求の要旨

平成31年2月13日付けで提出のあった請求書に記載されている請求の要旨を次のように解した。

1 請求の内容

行政財産使用許可に係る建物の明渡し請求及び賃料相当額の支払請求の勧告

2 請求の理由

(1) 違法に財産の管理を怠っている事実

平成 30 年 4 月 1 日、熊本市長は、熊本市西区花園 7 丁目 961 番 7（住居表示では、熊本市西区花園 7 丁目 19-10）の建物（以下「本件建物」という。）の行政財産使用許可を行っている（以下「本件使用許可」という。）が、本件使用許可を受けた職業訓練法人熊本市職業訓練協会（以下「職業訓練協会」という。）が、本件建物の一部を一般社団法人熊本県防水工事業協会（以下「県防協」という。）に転貸ないし使用させ、県防協は、現在も本件建物を県防協の主たる事務所として、占有している。

本件使用許可においては、本件使用許可条件第 9 条により使用物件を他の者に転貸することを禁じており、本件転貸借は同条項に違反するものである。

また、熊本市の条例等によっても、行政財産の転貸は禁じられている。そして、県防協が熊本市の行政財産を事務所として使用することは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 4 の趣旨等に反するものである。

したがって、本件転貸借は違法であり、県防協の占有は違法な占有にあたる。

そして、熊本市長は、違法な占有者である県防協に対し、本件明渡しを求め、行政財産を適正に管理する義務があるところ、これを怠っている。

よって、熊本市長の当該怠る事実は、明らかに違法である。

(2) 賃料相当損害金の請求を怠る事実

上記のとおり、県防協による本件建物の占有は違法であり、県防協は不当に利益を得ていることから、熊本市長は、県防協に対して、本件建物を使用する対価に相当する金銭を請求すべき義務を負っている。

しかし、県防協は、平成 30 年 4 月 1 日から現在まで、本件建物の全部ないし一部を事務所として使用しており、熊本市長は、県防協に対する賃料相当損害金に相当する金銭の請求を違法に怠っている。

3 請求する措置

① 熊本市長は、県防協に対し、本件建物を明け渡すよう請求せよ

② 熊本市長は、県防協に対し、平成 30 年 4 月 1 日から明け渡し済まで相当額を支払うよう請求せよ

との勧告を求める。

4 事実を証する書面の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

- ・行政財産使用許可書及び許可に係る資料の写し
- ・履歴事項全部証明書の写し
- ・西日本建設新聞（平成 31 年 2 月 4 日）の写し

5 請求の受理

本件請求について、法第 242 条に規定する所定の要件を具備しているか審査を行ったところ、一部不備が認められたことから、請求人代理人に対して補正を求めた。請求人代理人による補正後、再度審査を行ったところ、所定の要件を具備していると判断し、平成 31 年 2 月 19 日付けで受理した。

第 3 監査の実施

1 監査の期間

平成 31 年 2 月 19 日から同年 3 月 28 日まで

2 監査の対象部局

経済観光局産業部経済政策課

3 監査対象部局に対する調査

(1) 書類等の審査

経済観光局産業部経済政策課に提出を求めた関係資料並びに弁明書及び証拠書類等の審査を実施した。

(2) 関係職員の陳述

平成 31 年 3 月 13 日に経済政策課長以下 3 名の職員から、関係職員陳述を実施した。

4 請求人の陳述

請求人の陳述については、平成 31 年 3 月 7 日付けで請求人から陳述書が提出され、平成 31 年 3 月 8 日付けで請求人代理人から監査委員に対しての直接陳述は行わない旨の書類が提出された。

5 監査の対象部局の弁明

市長に対して、弁明書及び証拠書類の提出を求め、平成 31 年 3 月 8 日付けで提出された。

6 証拠書類の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

- ・ 県防協の職業訓練協会への入会申込書及び入会承諾を行った際の理事会議事録の写し
- ・ 職業訓練協会定款の写し
- ・ 職業訓練法人認可通知書の写し
- ・ 普通職業訓練防水施工科認定通知書の写し
- ・ 熊本市技術専門学院入校案内の写し

7 現地調査

本件建物の現況確認を行うため、平成31年3月12日に現地調査を実施した。

第4 監査委員の判断

本件請求について、請求人から提出された請求書、事実証明書及び陳述書、市から提出された関係資料並びに弁明書及び証拠書類等の調査、関係職員の陳述、現地調査から判断した結果は、次のとおりである。

法第242条第1項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為、又は怠る行為があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求できる旨規定している。

また、たとえ、請求の対象となっている行為に、違法・不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にない行為は、住民監査請求の対象には該当しないとされている（平成6年9月8日最高裁判決）。

請求人は、県防協による本件建物の占有は違法であり、県防協は不当に利益を得ていることから、熊本市長は、県防協に対して、平成30年4月1日から明け渡し済まで相当額を支払うよう請求せよと述べている。

本件についてみると、まず、本件建物に係る平成30年度の行政財産使用許可は、職業訓練協会が平成29年7月25日付で申請を行い、市の市有財産審議会の承認を受けた上で、決裁を行い許可されていることから、適正な手続を経たものであり、有効に成立していると認められる。

次に、本件建物については、熊本市行政財産使用条例（昭和39年条例第17号。以下「使用条例」という。）に基づき、使用料は年額974,110円と算定されており、当該使用料の算定基準となる面積には、請求人が、県防協に転貸ないし使用させたとする面積も含まれている。また、この使用料は使用条例に基づき、面積に応じて算定されるものであり、使用者で異なるものではない。そして、その使用料は、完納されている。

よって、使用料に関して、市に何らかの損害が発生しているとは認められない。

なお、県防協は、職業訓練協会の会員であることから、職業訓練協会が、県防協に認定職業訓練事業に関する事務作業等を本件建物で行わせることについては、本件使用許可の条件に反するとは認められない。

以上のことから、本件請求には理由がないと認め、これを棄却することとした。